

山梨県公報

第千二百六号

平成十三年

七月二日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定	三七一
腐蝕病のまん延を防止するためみづばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	三七一
土地改良区の定款の一部変更の認可	三七一
土地収用事業の認定	三七一
建築基準法に基づく道路位置指定	三七二
土地改良事業施行認可申請の適当決定	三七二
土地改良区役員の退任及び就任	三七二
人事委員会	三七二
平成十三年度山梨県職員採用初級及び中級試験並びに小中学校事務職員及び栄養職員採用試験の実施	三七三
第五十七回(平成十三年度)警察官採用試験Bの実施	三七五

告示

山梨県告示第百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十三年七月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東山梨郡牧丘町北原字塩水四一三九の二から四一三九の四まで・字北奥仙丈四一四〇の六一(以上四筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

ダム用地とするため

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
東山梨郡牧丘町大字杣口字杣口山三〇〇八の一・大字北原字塩水四一三九の一・字北奥仙丈四一四〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 解除の理由
ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県庁及び牧丘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定によるみづばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十三年山梨県告示第百八十五号)は、解除する。

平成十三年七月二日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十三年六月二十六日四ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十三年七月二日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年七月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称
須玉町外一ヶ村病院組合
- 二 事業の種類
須玉町外一ヶ村病院組合立塩川病院駐車場増設事業
- 三 起業地
収用の部分 北巨摩郡須玉町大字藤田字腰巻地内

使用の部分 なし
 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 須玉町役場総務課

山梨県告示第百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年七月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町下平井字小石原二八一番一
- 二 道路の幅員
最大 四・〇五メートル
- 三 道路の延長
三十四・五六メートル

山梨県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、武川村長から協議のあった土地改良事業（柳沢・山高地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
 平成十三年七月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年七月三日から同年七月三十一日まで
- 三 縦覧場所
武川村役場
- 四 異議申出期間
平成十三年八月一日から同年八月十五日まで

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年七月二日

山梨県知事 天野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	井 上 弘	韮崎市 中田町中条一三四六番地	平成十三年三月三十一日
同	河 西 昭	同 六山町二六二六番地	同
同	保 坂 正昭	同 中田町中条四三三三番地	同
同	山 本 建澄	同 四一六五番地	同
同	守 屋 忠七	同 四一九七番地	同
同	上 野 駿	同 藤井町駒井九九七番地	同
同	山 田 武三	同 中田町中条二九四六番地	同
同	保 坂 義朝	同 八三八番地	同
同	三 井 清三	同 六山町三一〇一番地	同
同	新 藤 栄一	同 中田町中条七六九番地	同
同	守 屋 正巳	同 六山町二八〇九番地	同
監 事	片 山 幸広	同 中田町中条七五六番地	同
同	沖 田 弘忠	同 二六九四番地	同
同	広 瀬 理紹	同 穂坂町三之蔵五二六九番地	同

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	井 上 弘	韮崎市 中田町中条一三四六番地	平成十三年四月一日
同	河 西 昭	同 六山町二六二六番地	同

同	保坂 正昭	同	中田町中条四三三番地	同
同	山本 建澄	同	四一六五番地	同
同	守屋 忠七	同	四一九七番地	同
同	上野 駿	同	藤井町駒井九九七番地	同
同	山田 武三	同	中田町中条二九四六番地	同
同	保坂 義朝	同	八三八番地	同
同	新藤 栄一	同	七六九番地	同
同	守屋 正巳	同	穴山町二八〇九番地	同
同	大久保定義	同	三九一三番地	同
監事	片山 幸広	同	中田町中条七五六番地	同
同	高保 基	同	四二六三番地	同
同	山本 雄次	同	旭町上条南割一九八五番地	同

人事委員会

●平成十三年年度山梨県職員採用初級及び中級試験並びに小中学校事務職員及び栄養職員採用試験の実施
 平成十三年年度山梨県職員採用初級及び中級試験並びに小中学校事務職員及び栄養職員採用試験を次のとおり実施する。
 平成十三年七月二日

山梨県人事委員会
 委員長 堀 内 茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
中級	司書	1名程度	県の各機関に勤務し、主として図書に関する業務に従事する。
初級	行政	若干名	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	土木	1名程度	主として道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
中学校事務		3名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。
学校栄養		3名程度	県内の公立小中学校又は共同調理場に勤務し、学校給食に関する専門的業務に従事する。

2 受験資格

(1) 資格又は免許

試験区分	試験職種	資格・免許
中級	司書	昭和55年4月2日から昭和57年4月1日まで生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成14年3月31日までに資格を有することとなる者
初級	行政	昭和55年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
	土木	
中学校事務		昭和50年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者で、栄養上の免許取得者又は平成14年3月31日までに免許取得見込みの者
学校栄養		昭和50年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者で、栄養上の免許取得者又は平成14年3月31日までに免許取得見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ①日本国籍を有しない者（「国籍」及び「学校栄養」は除く。）
- ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（選挙権者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験	平成13年 9月23日(日) (受付時間) 午前8時30分～午前9時 ※行政及び学校事務の試験は正午頃、 司書、土木及び学校栄養の試験は 午後3時30分頃それぞれ終了予定。	山 梨 学 院 大 学 (甲府市酒折2-4-5)
第 2 次 試 験	第 1 回 平成13年10月12日(金) 第 2 回 平成13年11月 2日(金)	甲 府 市 内 (第1次試験合格通知書で指定 する。)

4 試験方法

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験 (試験時間120分)	教 養 試 験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
	専 門 試 験 (試験時間120分)	試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による筆記試験を行う。なお、行政及び学校事務の試験職種は、専門試験を実施しない。 ・出題数は40題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
第 2 次 試 験	文 作 (試験時間60分)	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人 物 試 験 I 第 1 回 人 物 試 験 II 第 2 回	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査する。
身 体 検 査	人相、性向等を見るため、個別面接を行う。	
資 格 調 査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査する。 受験資格の有無、中込書記載事項の真否等について調査する。	

教養試験・専門試験出題分野

試験種目	試験職種	出 題 分 野
教養試験	全 職 種	知識分野 ……社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野 ……文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等
	司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、情報サービス概論、資料組織概論、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論等
専門試験	土 木	数字・物理：情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工等
	学 校 栄 養	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、栄養指導等

5 合格者の発表

合格者の発表	9月下旬	山梨県庁の掲示版(スクラップ交流点ざわ)に受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付する。
第1次試験合格者	11月中旬	山梨県庁の掲示版(スクラップ交流点ざわ)に受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に、結果を通知する。

上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する。(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は向線が込み合う可能性がある。)なお、電話での問い合わせには、応じない。

6 試験結果の開示

この採川試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、電話、はかき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者			

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登録され、任命権者(知事、教育委員会等)が採用者を決定する。なお、採川候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。資格、免許を必要とする試験職種にあっては、指定日までには資格、免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登録されても採用される資格を失う。

8 給 与

試験職種	初 任 給 (円)	その他手当
初級職・学校事務(高校卒)	146,500	通勤手当、住居手当、扶養手当、学 校 栄 養 (短大卒)
学 校 栄 養 (短大卒)	161,500	期入・勤続手当等が支給要件に応じて支給される。
司 書 (短大卒)	157,700	

初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。(平成13年 4月 1日現在)

9 受 験 手 続

申込方法	中込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。郵送の場合は、封筒の表に「初級受験」、「中級受験」、「学校事務受験」又は「学校栄養受験」と朱書きし、必ず書留郵便にすること。
受付期間	平成13年 8月16日(木) から平成13年 9月 3日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)郵送の場合は、9月 3日までの封印のあるもの限り受け付ける。
受験票の交付	受付時間は、午前 8時30分から午後 5時まで。受験票は、9月13日頃までに到着するように郵送する。それまでに受験票が到着しない場合は、問い合わせること。
問い合わせ先	受験票が到着したら、中込書前 6か月以内に撮影した写真(カラー 6cm、ヨコ 5cm、上半身、脱帽正面向きのもの)を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。
問い合わせ先	山梨県人事委員会事務局 新 局 TEL 055-223-1821 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1(県庁別館 3階)

10 そ の 他

- ・複数の試験職種申し込みはできない。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。
- ・試験当日、受付時に遅れた者は受験できない。
- ・試験当日、受験票には写真(上記規格)をはって持参すること。
- ・写真のない者は、受験できない。

- ・試験当日は、受験票、筆記具及び鉛筆削りを持参すること。(なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも必ず消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可。)
- ・可書、上木及び学校栄養士の受験者は、昼食を持参すること。
- ・携帯電話等について、試験中の使用(時計代わりの使用も含む。)は認めない。
- ・大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

●第五十七回(平成十三年度)警察官採用試験Bの実施

第五十七回(平成十三年度)警察官採用試験Bを次のとおり実施する。
平成十三年七月一日

山梨県人事委員会
委員長 堀内 茂

- 警察官B(男性)の第1次試験は、山梨県が警視庁(東京都)、神奈川県、静岡県と共同で実施する。
- 警察官B(男性)の受験申込みの際、志望する都県を第2志望まで記入することができる。ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望とすることはできない。
- 第1次試験で第1志望都県に合格した者は、第2志望は考慮されない。
- 受験年数は、各都県により異なるので、志望都県選択の際には、各都県の受験年数を確認すること。
- 警察官B(男性)及び警察官B(女性)の第2次試験は、山梨県と他の都県では別に実施する。
- 警察官B(女性)を受験しようとする者は、山梨県以外の都県を志望することはできない。
- 同一年度内に実施する警察官A採用試験【(男性)、(男性/武道指導)及び(女性)】と警察官B採用試験【(男性)及び(女性)】の両方を受験することはできない。
- 受付期間終了後は、試験職種、志望都県及び志望順位の変更はできない。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	都県名	採用予定人員	職務内容
警察官B(男性)	山梨県	12名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	警視庁	2名程度	
	神奈川県	2名程度	
警察官B(女性)	静岡県	2名程度	
	山梨県	2名程度	

2 受験資格
(1)年齢・性別・学歴等

試験職種	都県名	年齢及び性別	学歴
警察官B(男性)	山梨県	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性	次に該当する者は、受験できない。 <学校教育法による大学(短期大学を除く。)>を卒業した者若しくは平成14年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者>
	神奈川県		
	警視庁		
警察官B(女性)	山梨県	昭和46年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女性	

(注)「これと同等以上の学力がある」と認める者については、志望する各都県に直接問い合わせること。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ①日本国籍を有しない者
- ②地方公務員法第18条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・成年被後見人又は被後見人(相続財産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・法定する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間

平成13年7月18日(水)から平成13年8月17日(金)まで
 (郵送の場合は、平成13年8月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 試験の口及び場所

(1) 第1次試験
 平成13年9月16日(日) (受付時間は、午前8時40分から午前9時まで。)
 山梨学院大学(甲府市酒折二丁目4-5)

(2) 第2次試験

区 分	実 施 日		場 所
	第 1 回	平成13年10月11日(木)	
山 梨 県	第 2 回	平成13年11月10日(木)	(第1次試験合格者通知書で指定する。)
そ の 他 の 都 県	平成13年10月以降		

5 試験の方法

(1) 第1次試験

全試験職種について実施

区 分	内 容	考 査 内 容
教 養 試 験 (試験時間120分)	警察官として必要な一般知識及び知能について、高等学校で履修した程度の試験を行う。択一式により50題出題する。	(出題分野) 社会・人文・自然・判断推理・数的処理・文章理解・資料解釈等
身 体 ・ 体 力 検 査	職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かについて検査する。 (検査項目別掲)	

(2) 第2次試験

警察官B(男性)【山梨県】及び警察官B(女性)について実施

区 分	内 容	考 査 内 容
第 1 回	作文(60分)	構成力、表現力等について文章による試験を行う。
第 2 回	適 性 検 査	警察官として必要な素質や適性について検査する。
第 2 回	身 体 検 査	胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて医師により検査する。 (検査項目別掲)
同	面 接 試 験	個別面接により、人物についての試験を行う。

山梨県以外の都県においても、試験科目はほとんど同じであるが、詳細については第1次試験合格通知書で示される。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の具合等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

検 査 項 目	基 準	
	警察官B(男性)	警察官B(女性)
身 長	160cm以上であること。(警視庁の場合は、概ね160cm以上であること。)	155cm以上であること。
体 重	47kg以上であること。(警視庁の場合は、概ね48kg以上であること。)	43kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。(警視庁には基準なし。)	
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。(警視庁の場合は、両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも裸眼視力が概ね0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。)	
視 覚 力	正常であること。	
脚 踏 及 び 五 指 の 運 動	正常であること。	
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
体 力 検 査	概しよ性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。	

※第1次試験においては、身長・体重・胸囲・両脚及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。

6 合格者の発表

区 分	第1次試験合格者発表	最 終 合 格 者 発 表
山 梨 県	9月下旬に山梨県庁の掲示版(スクリーンディスプレイ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面を通知する。	11月下旬に山梨県庁の掲示版(スクリーンディスプレイ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。
そ の 他 の 都 県	山梨県の発表後、合格者にはそれぞれ山梨県から書面で通知する。	山梨県の発表後、第2次試験受験者全員に試験の結果をそれぞれ都県から書面で通知する。

※掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間。発表翌日は回線が混み合う可能性がある)。なお、電話での問い合わせについては、応じていない。

また、試験会場周辺において、有料で合格電報等の受付を行っている場合があるが、本県とは一切関係がない。

7 試験結果の開示

この採川試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、11項で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者(山梨県のみを志望する者に限る。)	総合得点及び順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者			

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。
- (2) 採用は、原則として平成14年4月以降である。
- (3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給与等

- (1) 給料月額（山梨県の場合）（平成13年4月1日現在）

学 歴	短 期 大 学 卒	高 等 学 校 卒
初 任 給	190,000円	174,100円

（参考）ア 各都県によって給付に若干の差があるので、山梨県以外の初任給については、各都県のパンフレットを参照すること。

イ 会社、官庁等の経験のある者は、一定の基準で加算される。

- (2) 諸手当
 - 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。

- (3) 被服等
 - 勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。

- (4) 住 宅
 - 各地域に單身寮や、職員住宅が整備されている。

10 昇進の道

上級幹部への昇進は、一定の年数を経過した後、昇任試験等により行われ、本人の能力、努力次第で巡査部長、警部補及び警部以上の上級警察官へ昇進できる。

☆ 受験手続

申込	方法	試験票	交付
持参による場合	郵送による場合	志望の方法	受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。
申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には50円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の裏に「警察官B受験」と書き、山梨県警察本部警務課あてに必ず封筒郵送すること。受験票は8月24日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は問い合わせること。	警察官B（男性）では、申込書の「第1志望、第2志望を記入する欄」には、山梨県、警部補、神奈川県、静岡県、山梨県、山梨県以外の都府県に第1志望とした場合は、山梨県を第2志望とすることはできない。なお、第2志望の有無によって合否決定上不利な扱いを受けることはしない。	● 受付期間 平成13年7月18日（水）から平成13年8月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除くが、県内各警察署では土曜日、日曜日及び祝日も受け付ける。） ● 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は、平成13年8月17日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

■試験に関する問い合わせ先■

- ・ 山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1821
- ・ 山梨県警察本部警務課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-235-2121(内線2632)
- ・ 山梨県内各警察署 0120-314874(7)-974(転)

■その他■

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
 （なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、罫さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可）
- (3) 第1次試験には身体・体力検査があるので、運動着（半そでシャツ、ショートパンツ）及び1.5メートル以上着用運動靴を持参すること。
- (4) 携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
- (5) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番